

資料1

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設・事業					企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、G H 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等	障害児 相談支 援事業 所		
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福 祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳以 上 65 歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な權 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な權 限行使 (都道府県 市町村)	—	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 の防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳以 上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高齡者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

資料 2

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

2 基本的な考え方

- (1) 法の考え方
- (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
- (3) 条例との関係

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- (2) 事業者
- (3) 対象分野

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- (2) 正当な理由の判断の視点

3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- (2) 過重な負担の基本的な考え方

第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

2 対応要領／対応指針

- (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
- (2) 対応要領／対応指針の記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項

1 環境の整備

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

3 啓発活動

- (1) 行政機関等における職員に対する研修
- (2) 事業者における研修
- (3) 地域住民等に対する啓発活動

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨 (2) 期待される役割

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要な事項

- (1) 情報の収集、整理及び提供
- (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進め、平成26年1月に障害者権利条約を締結。平成23年の障害者基本法改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、平成25年に障害者差別解消法（以下「法」という。）が成立。

2 基本的な考え方

（1）法の考え方

- 共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要。法は、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的な取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。
- 法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもある。こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待。

（2）基本方針と対応要領・対応指針との関係

- 基本方針に即して、行政機関等は、職員の取組に資するための「対応要領」を、主務大臣は、事業者の取組に資するための「対応指針」を、具体例も盛り込みながら作成し、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知。
- 地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務。

（3）条例との関係

法の施行後も、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）は引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されない。

第2 行政機関等及び事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する 共通的な事項（その1）

1 法の対象範囲

(1) 障害者

- 「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者基本法における「障害者」の定義と同じ。)
- 「社会モデル」(※)の考え方を踏まえており、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。
※ … 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)と相対することによって生ずるものとする考え方。
- 特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意。

(2) 事業者

商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。(個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象となる。)

(3) 対象分野

日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象(※雇用分野における障害者差別解消の措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる。)

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止。

- 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

- [例]
 - ・ 障害者を優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)
 - ・ 合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
 - ・ 合理的配慮の提供等に必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

- 正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意。

(2) 正当な理由の判断の視点

- 当該取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当。

- 行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

第2 行政機関等及び事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項（その2）

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

- 行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。
- 行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意。
- 障害の特性や具体的な場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの。さらに、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの。
[例]
 - ・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
 - ・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
 - ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更
- 意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）
- 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約） ○費用・負担の程度 ○事務・事業規模 ○財政・財務状況

第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する 基本的な事項

1 基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止については、行政機関等及び事業者において一律に法的義務。

合理的配慮の提供については、行政機関等は率先して取り組む主体として法的義務。事業者は、障害者との関係が分野・業種・場面・状況により様々であり、努力義務。

2 対応要領／対応指針

(1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き

行政機関等の長は、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を、主務大臣は、事業者の適切な対応・判断に資するものとして対応指針を作成。

(2) 対応要領／対応指針の記載事項

- 趣旨 ○不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 ○同具体例 ○相談体制の整備
- 行政機関等／事業者における研修・啓発 ○国の行政機関(主務大臣)における相談窓口【※対応指針のみ】

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

地方公共団体等における対応要領の作成は、地方分権の趣旨に鑑み、努力義務。

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

不特定多数の障害者を主な対象とする事前の改善措置(バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等)について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面も含まれることが重要。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備。

3 啓発活動

(1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 内閣府を中心に、多様な主体との連携により、周知啓発活動に積極的に取り組む

イ 家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する

ウ グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨 : 障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる
- (2) 期待される役割 : 適切な相談窓口機関の紹介、具体的な事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報の収集、整理及び提供 : 国内の具体例・裁判例等の収集・整理、国際的な動向や情報の集積を図り、広く国民に提供
(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

- 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図る。
● 法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況の検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行う。

成年後見制度があまり利用されていない理由 (基本計画より)

- 後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者後見人が選任されることが多い
→第三者後見人の中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている。

- 後見開始後の支援体制が十分でない
→家裁が事実上相談に応じているが、家裁では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るための必要な助言は困難

成年後見制度利用促進基本計画のポイント (国HPより)

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

家裁

国・裁判所

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(マッチング)、
④後見人支援 等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、
コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

国・裁判所

成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

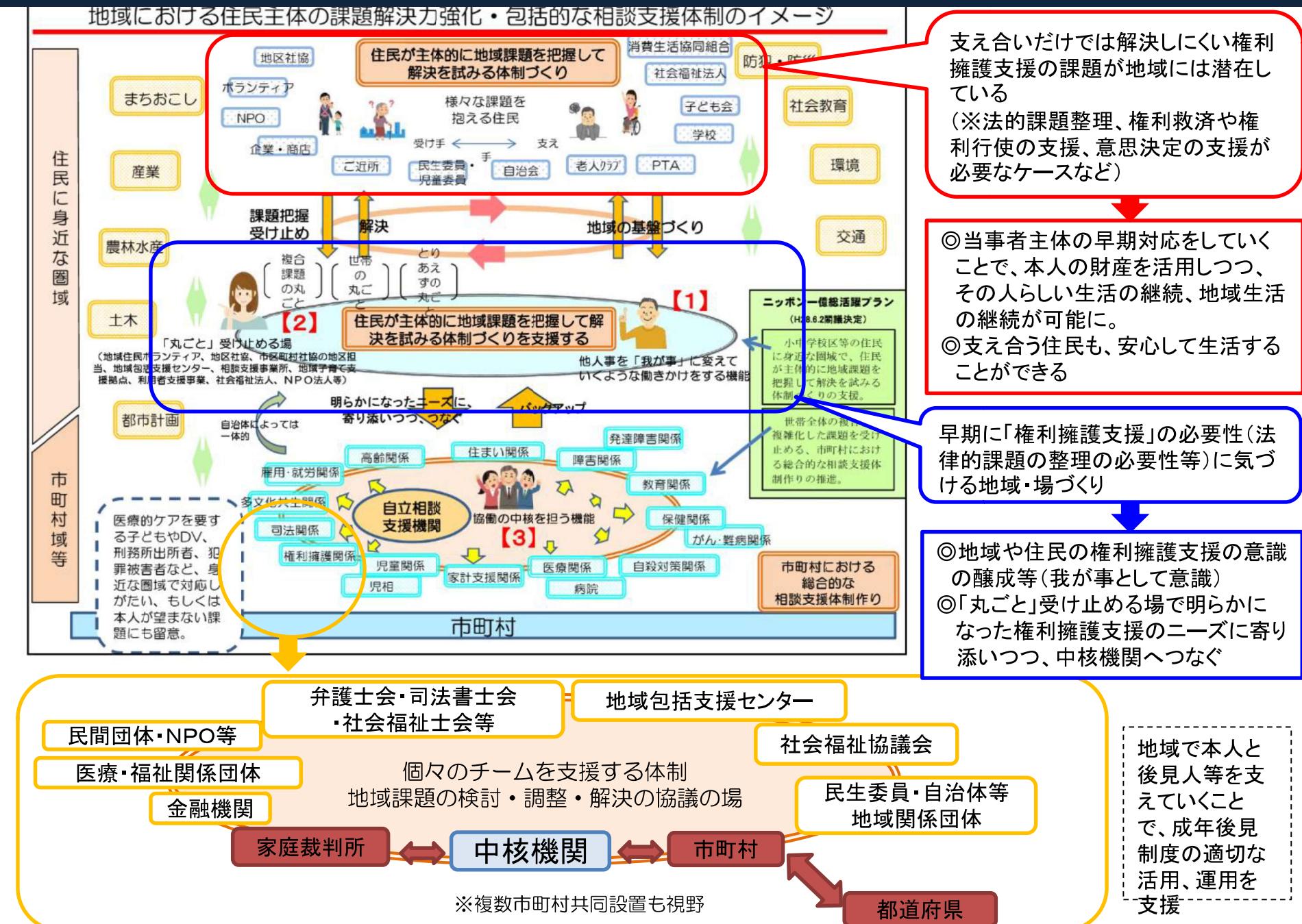
成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知					
		パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定					
		国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等					
		適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進					
		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討					
		金融機関における自主的取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討					
		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し					
		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途:平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、隨時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

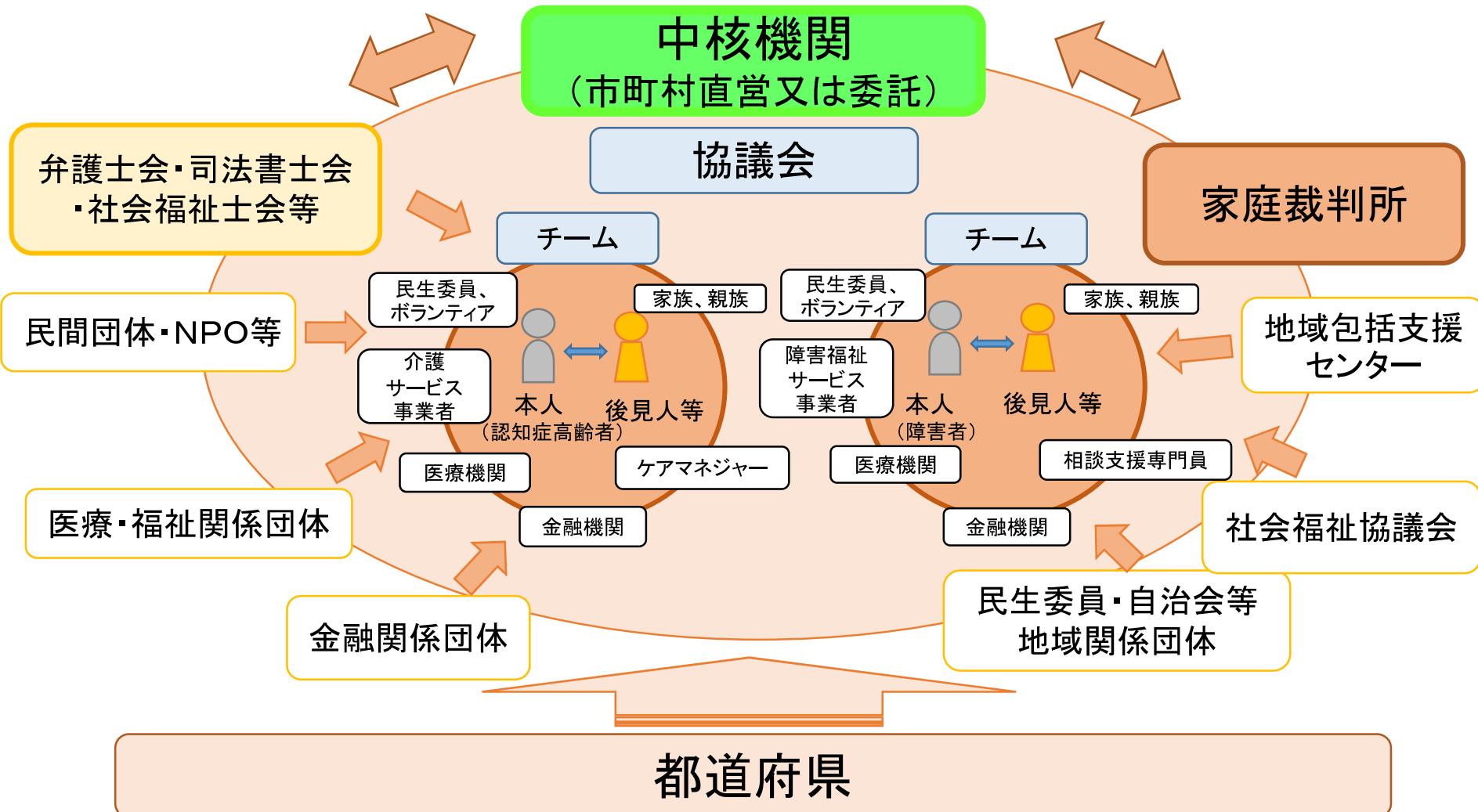


地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

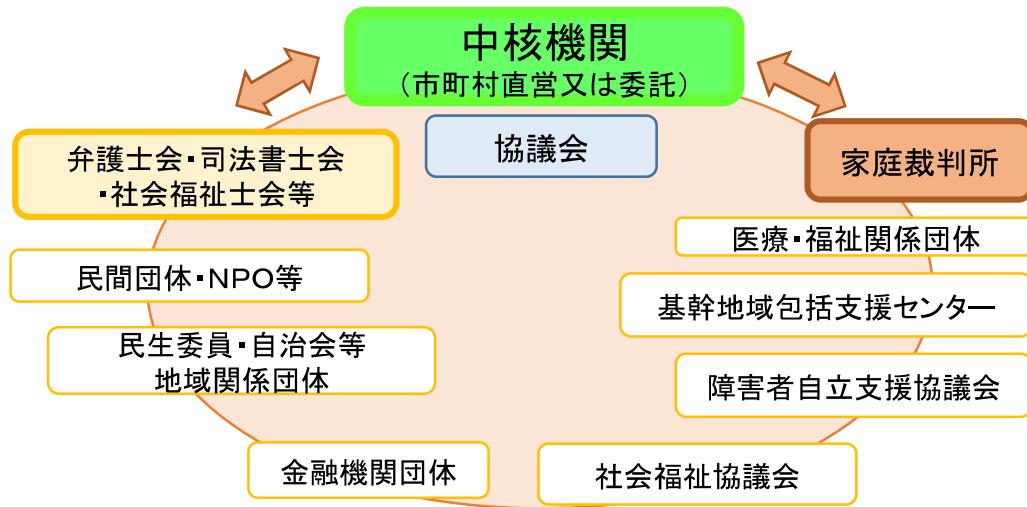
※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容:後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例:上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

エリア:自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

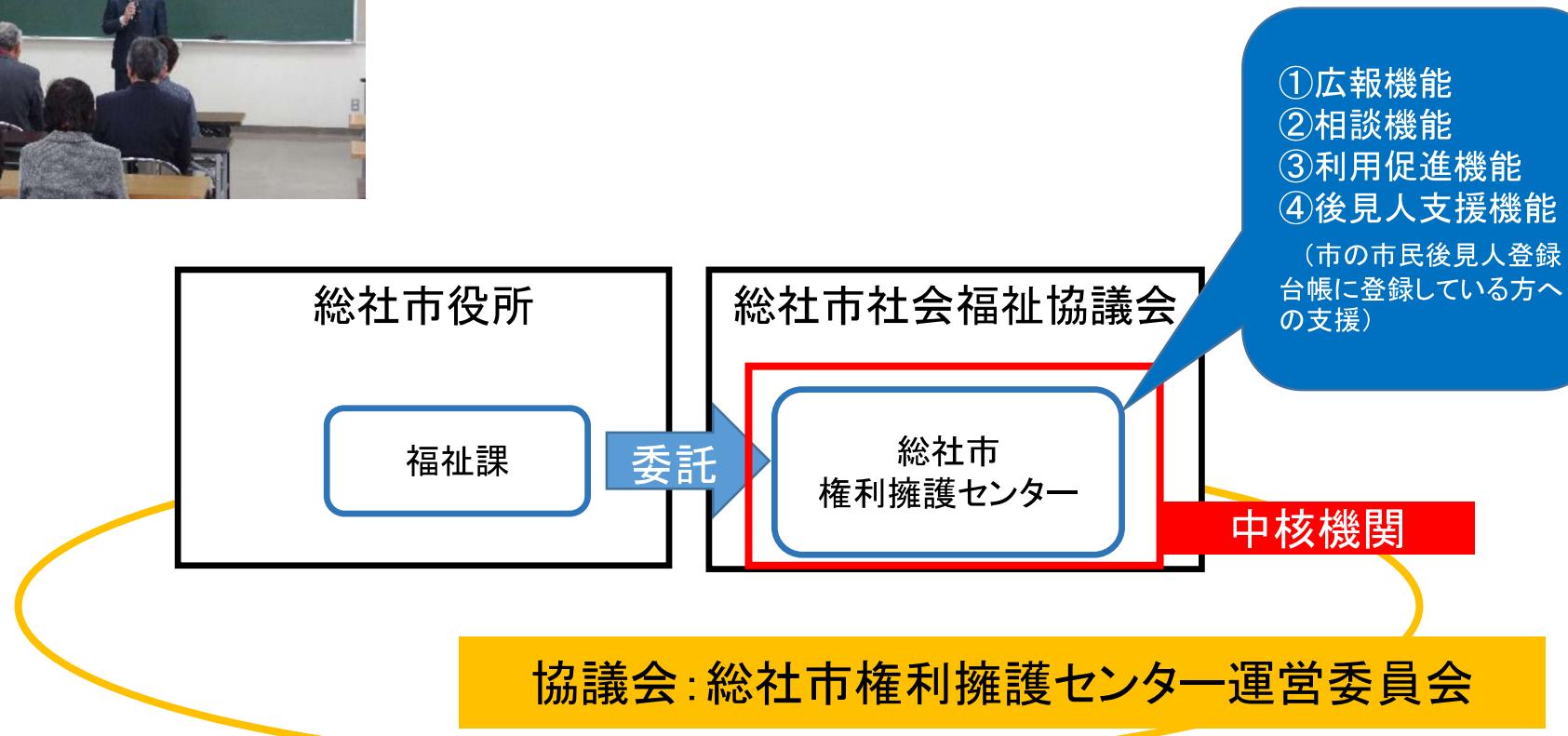
社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

自治体概要

人口	約68,994人
面積	約211.9km ²
高齢化率	28.0%

ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」し
えん”を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所
できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。



社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口	約420,000人
面積	約918km ²
高齢化率	22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

- 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
 - 【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
 - 【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
 - 【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、（予定）中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- 相談支援（後見人支援含む）の確認や、本人にとってどういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。



制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるよう、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成



センター・3専門職・市役所による定例会の様子
(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

豊田市
社会福祉協議会

成年後見
支援センター

豊田市役所

福祉部
福祉総合相談課

中核機関

協議会

- ①センタ一定例会(事例検討)【運営】成年後見支援センター
- ②豊田市成年後見・法福連携推進協議会(計画策定)【運営】豊田市

市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

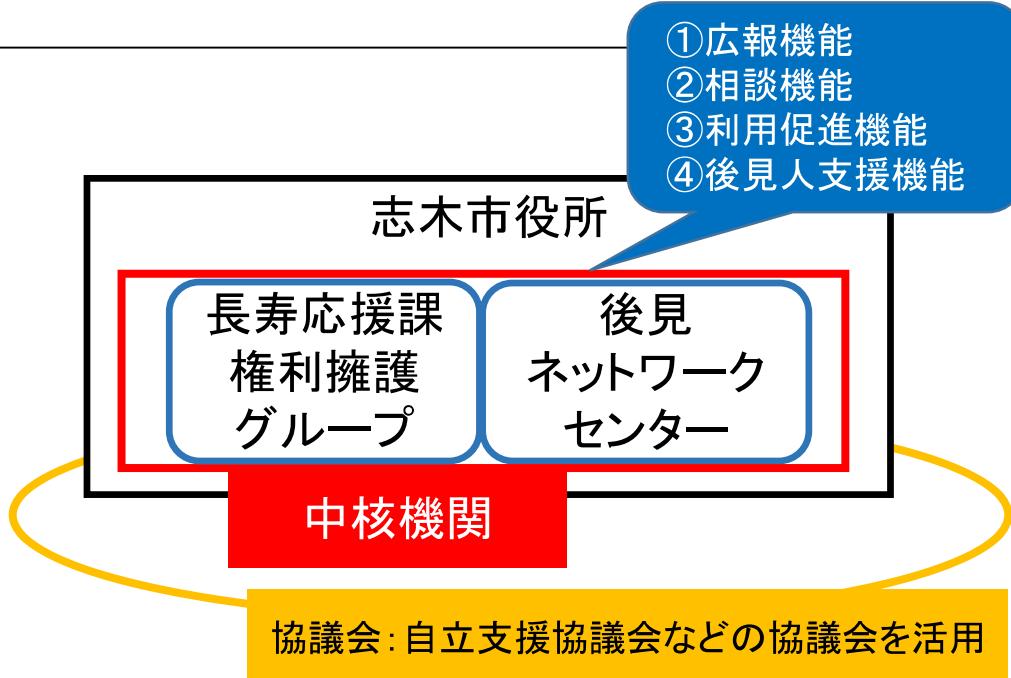
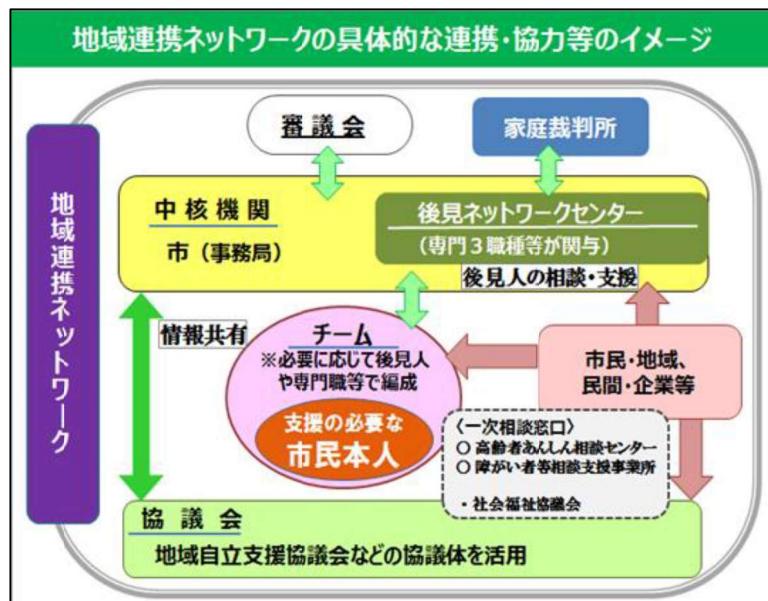
自治体概要

人口	約76,400人
面積	約9.05km ²
高齢化率	約24.3%



ポイント

- 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所（計10か所）を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件（後見11件、保佐2件）を受任。



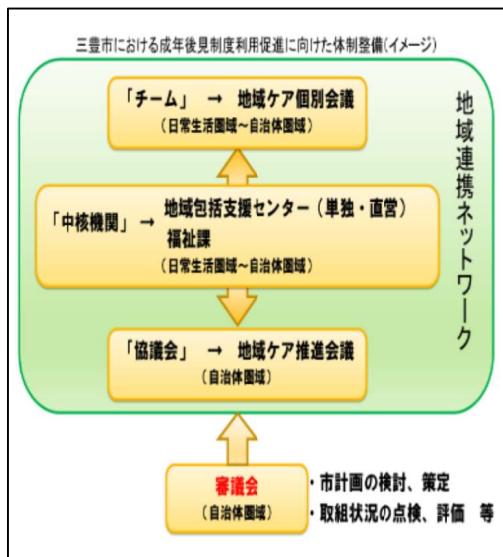
既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

1.自治体概要

人口	約66,000人
面積	約222.70km ²
高齢化率	34.9%

2. ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会で中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



中核機関

- ①広報機能
- ②相談機能
- ④後見人支援機能
(チーム支援)

三豊市役所

三豊市
地域包括支援セ
ンター(直営)

三豊市社会福祉協議会

- ④後見人支援機能
(市民後見、親族後見)

- ①広報機能
- ③利用促進機能
(受任調整)

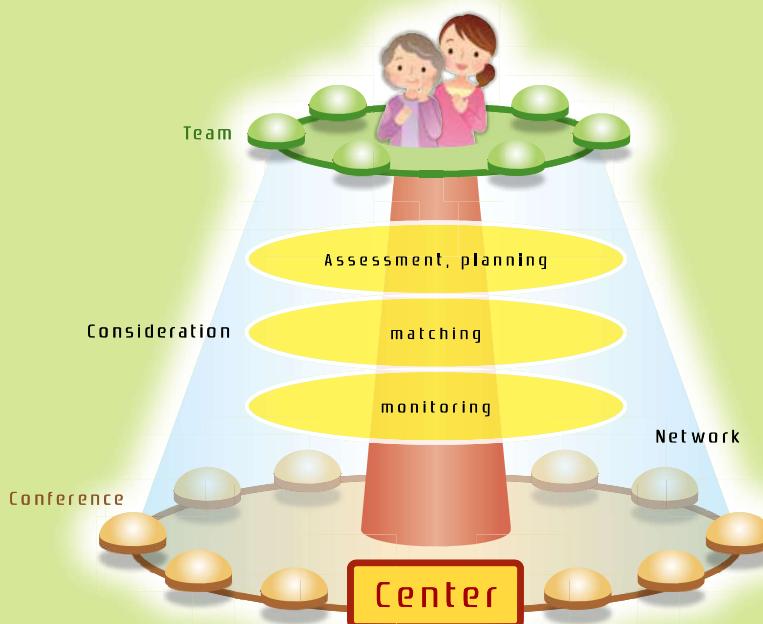
香川県社会福祉協議会

協議会:地域ケア推進会議

平成29年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」

● 目 次 ●

地域における 成年後見制度利用促進に向けた 体制整備のための手引き



平成30年(2018)3月

成年後見制度利用促進体制整備委員会
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

はじめに～「手引き」作成の背景とねらい～

I いま、地域連携ネットワークを住民の身边に構築していく必要性

- ① 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として～何のための制度か～ 3
- ② 利用者にメリットのある制度とするために～誰のための制度か～ 6
- ③ 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を 8
- ④ おわりに 9

II 中核機関の役割

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割 13
 - (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
 ~「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」「協議会」～
 - (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
 - (3) 中核機関の設置により期待される効果
- ② 中核機関の果たす具体的役割 22
 - (1) 広報・啓発段階【場面1】
 - (2) 相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）
 - ・早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】
 - ・成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】
 - (3) 成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦）
 - ・本人・親族申立の支援及び市町村長申立を適切に行える体制【場面4】
 - ・後見開始に向けた本格調整及び申立の実施【場面5】
 - (4) 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）
 - ・後見開始後の継続的な支援【場面6】

III 中核機関等の整備に向けた取り組み

① 市町村における中核機関の設置・運営 35

(1) 中核機関の設置・運営

①設置の主体・運営形態

ア 設置の主体、運営の主体、設置の区域等の考え方とバリエーション、留意点

イ 中核機関と自治体

②中核機関と地域連携ネットワークの関係機関の機能分担

(2) 中核機関等の設置に向けた協議プロセスの例示

② 地域連携ネットワークの支援機能の整備 71

(1) 広報・啓発

(2) 相談受付・アセスメント（支援の検討）

(3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

(4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

(5) 地域力強化に向けた人材育成

③ 地域連携ネットワークの発展に向けて 92

(1) 専門職団体等との連携

(2) 計画の策定

(3) 財源確保

(4) 審議会の設置、条例等の制定

④ 都道府県の役割 102

(1) 都道府県の市町村支援

(2) 都道府県の整備ビジョン～静岡県を例に～

おわりに ~本事業で行った実態調査について~ 112

検討体制 113

参考資料

- 成年後見制度利用促進基本計画（本文）

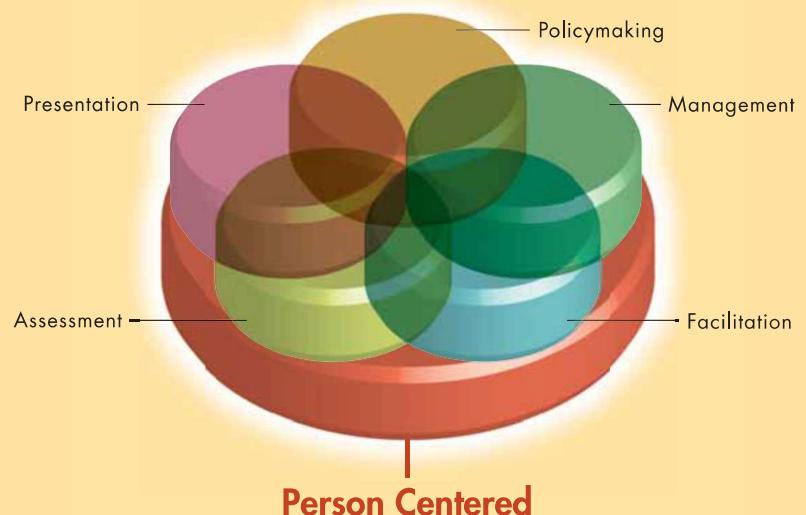
- 成年後見制度利用促進基本計画のポイント（ポンチ絵）

- 成年後見制度利用促進基本計画の策定について（各都道府県知事宛通知）

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律 イメージ図

地域における 成年後見制度利用促進に向けた 実務のための手引き



企画 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会

(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

目 次

はじめに

第1章 成年後見制度利用促進基本計画と本紙の位置づけ	1
第2章 支援の実践例	5
1 支援の段階と進行管理機能	5
(1) 広報・啓発	
(2) 相談受付・アセスメント・支援の検討	
(3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）	
(4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）	
2 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割	37
(1) 事務局機能	
(2) 進行管理機能	
(3) 司令塔機能	
第3章 支援者に求められる視点と力	45
1 支援者に求められる視点と実務・運営に求められる力	
2 支援者に求められる視点	
3 実務・運営に求められる5つの力	
(1) アセスメント力（見立て力）	
(2) ファシリテーション力（推進力）	
(3) マネジメント力（管理力）	
(4) プレゼンテーション力（提言力）	
(5) 政策形成力	
4 人材育成に向けて	
巻末資料	53
●本人情報シート（書式）	
●既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査結果（概要版）	
●市町村職員・中核機関職員のための研修（基礎・応用）研修プログラム	
●委員会名簿	
●「本人情報シートについて」	P18

コラム

参考事例 目次

<支援の段階>

■広報・啓発段階

- 「うらやす成年後見・生活支援センターにおける『成年後見サポートーズ』による広報啓発活動」 · P9
- 「金融機関へのパンフレット配布のとりくみ（姫路市成年後見支援センター）」 · P10

■相談受付・アセスメント・支援の検討（支援方針検討）段階

- 「上伊那成年後見センターの『広域設置センターにおける相談受付体制』の工夫」 · P19
- 「山形市成年後見センターの『福祉まるごと相談』における包括的な相談対応」 · P20
- 「豊田市社会福祉協議会の多事業間の連携の強化体制」 · P20
- 「品川区における発見・相談の地域連携体制と、成年後見制度利用までの流れ」 · P21
- 「専門相談の活用について（姫路市成年後見支援センター）」 · P21
- 「志木市後見ネットワークセンターの『専門職派遣』について」 · P22

■成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）段階

- 「品川成年後見センターの『受任調整』のしくみ」 · P28
- 「うらやす成年後見・生活支援センターの『後見支援委員会（受任調整会議）』」 · P29
- 「行政・センター・3専門職による豊田市成年後見支援センター定例会兼受任調整会議」 · P30
- 「市民後見人の新たな展開策の検討～豊田市と社会福祉法人無門福祉会～」 · P30

■後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）段階

- 「大阪市成年後見支援センターの市民後見人支援への専門職の関与」 · P36
- 「『後見人のつどい』等による成年後見人等サポートの実施」 · P36

<中核機関の機能>

■事務局機能

- 「福祉サポートまちだの『福祉サポートまちだ事業充実検討委員会』」 · P38
- 「離島における、『運営委員会』を通じた関係団体のネットワーク」 · P39
- 「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」 · P39
- 「尾張東部成年後見センターにおけるテーマ別チームの設置」 · P40

■進行管理機能

- 「多摩南部成年後見センターの『法人後見及び市民後見の決定、申立までのステップの可視化』」 · P41
- 「福祉サポートまちだの親族後見人支援」 · P41
- 「豊田市成年後見支援センターカンファレンスとホワイトボードを活用した可視化」 · P42
- 「いわき市権利擁護・成年後見センターの成年後見申立における事務フロー」 · P42

■司令塔機能

- 「大阪市の『大阪市地域福祉基本計画と地域連携ネットワーク』」 · P43
- 「中核機関の司令塔機能を担う豊田市役所福祉総合相談課の動き」 · P44



平成 31(2019)年 3月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き ◉目次 · · · · ·

はじめに

本手引きの構成と使い方

「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会」委員名簿

I 市町村編	1
1 市町村計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の法的根拠	1
(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容	2
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画	3
(4) 計画策定の意義と効果	9
(5) 計画策定の流れ	11
2 市町村計画のパターン	12
(1) 市町村計画のパターン	12
(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合	13
(3) 地域福祉計画等の他の計画と一緒に策定する場合	23
3 効果的な計画策定のプロセス	32
(1) 担当課の決定	32
(2) スケジュールの決定	34
(3) 現状の確認	36
(4) 課題整理	40
(5) 計画策定メンバーの決定	42
(6) 市町村計画案の作成	44
(7) 意見の聞き取りと反映	48
(8) 計画の決定と公表	50
(9) 協議会への報告	51
(10) 計画の見直し	56
◆委員コラム	48 63 65
II 都道府県編	67
1 都道府県に期待される市町村支援の内容	67
(1) 成年後見制度利用促進法、国基本計画	67
(2) 本事業アンケート調査結果からみえる、市町村から都道府県への期待	68

2 都道府県が行っている市町村支援の例	70
(1) 北海道・北海道社会福祉協議会	71
(2) 埼玉県・埼玉県社会福祉協議会	73
(3) - 1 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	76
(3) - 2 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	79
(4) - 1 静岡県・静岡県社会福祉協議会	80
(4) - 2 静岡県・静岡県社会福祉協議会	82
(5) - 1 宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	85
(5) - 2 宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	87
◆委員コラム	90 92 94

III 資料編

1 成年後見制度利用促進基本計画	99
2 市町村	115
3 都道府県	128
4 地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例	136

本手引きの構成と使い方

○本手引きは、I 市町村編、II 都道府県編、III 資料編の3部で構成しています。

I 市町村編

ポイント1：実際の市町村計画の例を掲載

- ・本手引きでは、策定形態や人口規模などを勘案し、4つの自治体の計画例を掲載し、ポイントを解説しています。
- ・まず、計画の内容や例を知りたいという方は、「2」をご覧ください。

ポイント2：市町村計画を策定する上での参考プロセスを整理

- ・市町村計画策定の参考プロセスをまとめています。計画の実効性を高めたいという方は、「3」をご覧ください。

ポイント3：市町村計画の見直しや次期計画の策定に向けたポイントを整理

- ・本手引きでは、計画を実行する段階での記録やデータの取り方、見直しの考え方についてまとめています。
- ・市町村計画の見直しや次期計画の策定を視野に入れて計画を策定したい方は、「3」(9)(10)をご覧ください。

II 都道府県編

- ・成年後見制度利用促進法や国基本計画の中で書かれている都道府県に期待される市町村支援の内容を整理するとともに、実際に都道府県が行っている市町村支援の事例を掲載しています。

III 資料編

- ・審議会設置条例の例や協議会設置要綱の例など、基本計画策定にあたって参考となるような資料を掲載しています。